

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（法令）

法令名及び条項	処 分 の 概 要	担 当 課 名
宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 16 条第 1 項及び第 35 条第 1 項	宅地造成、特定盛土等に関する工事の変更の許可	都 市 計 画 課

標準処理期間は、30 日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。